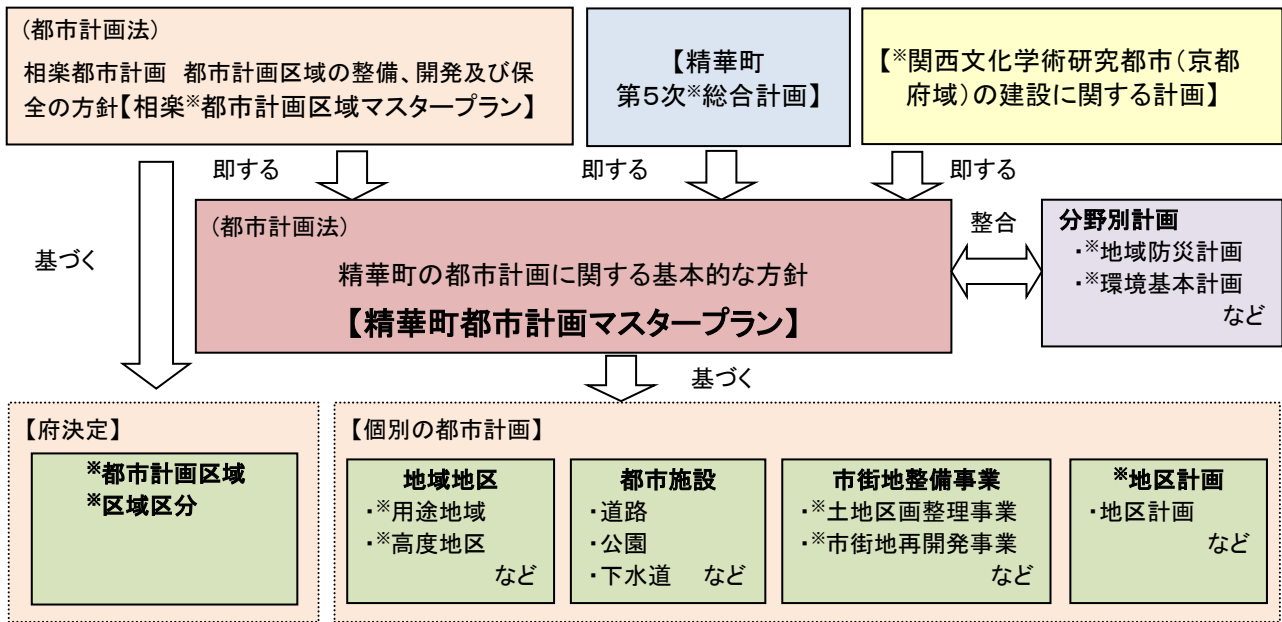


第1章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの趣旨

- ・ 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、精華町のめざすべき都市像を明らかにした上で、実現に向けたまちづくりの方向を定めるものです。
- ・ 精華町（以下、「本町」といいます。）が定める個別の都市計画は、本計画に基づき定められます。

図. 都市計画マスタープランの位置づけ



※都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画区域を対象とし、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針などを定めるもので、精華町については相楽都市計画区域マスタープランが該当する。

※総合計画

地方自治体が策定するすべての計画の基本となる計画で、行政運営の総合的な指針となる。

※地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

※環境基本計画

環境基本法の規定に基づき、政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。

※都市計画区域

都市計画を策定する場となる区域で、都市計画法及び関連法令の適用を受ける区域。

※区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域（既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）に区分する制度。

※関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画

関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項の規定に基づき京都府知事が作成したもので、学研都市（京都府域）の建設に関する総合的な計画。

※用途地域

住居、商業、工業といった建築物の用途を適切に配分することにより、都市の土地利用の基本的な枠組みを定めるもので13種類ある。

※高度地区

市街地の環境の維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めるもの。

※土地区画整理事業

道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

※市街地再開発事業

中心市街地などの土地を有効利用すべき地区において、敷地を統合し、中高層の共同建築物を建築し、あわせて道路、公園などの公共施設の整備を行う事業。

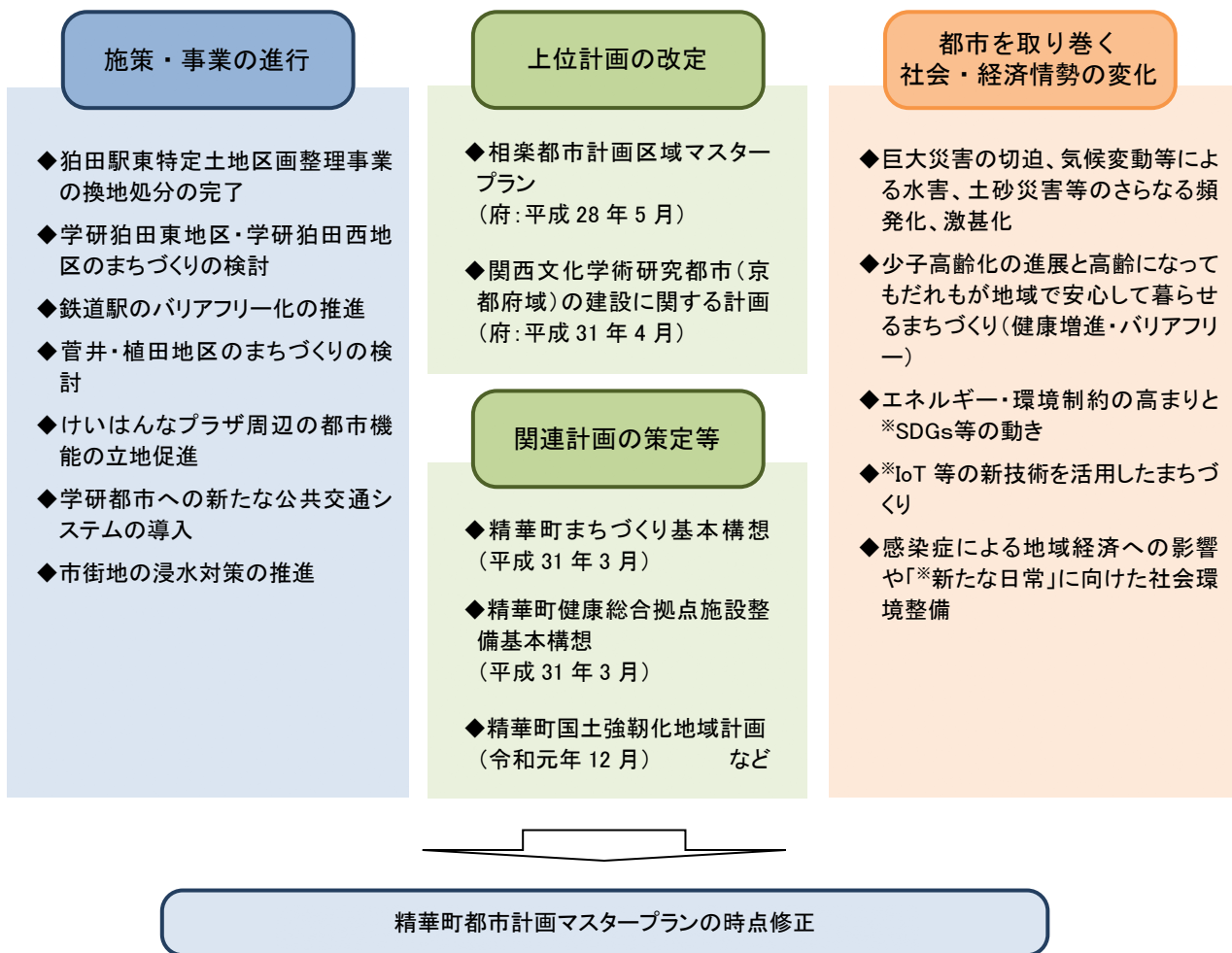
※地区計画

都市内の各地区の特性にあわせた詳細計画で、きめ細かいまちづくりを進めるためのもの。

2. 都市計画マスタープラン時点修正の背景

- ・ 本町では、平成9年9月に都市計画マスタープランを策定し、平成17年6月に第1回改定、平成27年3月に第2回改定を行いました。
- ・ 平成27年3月に改定した都市計画マスタープランは、令和7（西暦2025）年を目標年次としており、令和2年に中間年を迎えました。そこで、この間に実施している施策・事業の進行状況や京都府の相楽都市計画区域マスタープランをはじめとする上位計画等との整合を図るとともに、本町を取り巻く社会・経済情勢の変化を踏まえて、目標年次までに計画に位置づける必要が生じた内容について、時点修正を行いました。

図. 都市計画マスタープラン時点修正の背景



※SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

※IoT

Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする技術のこと。

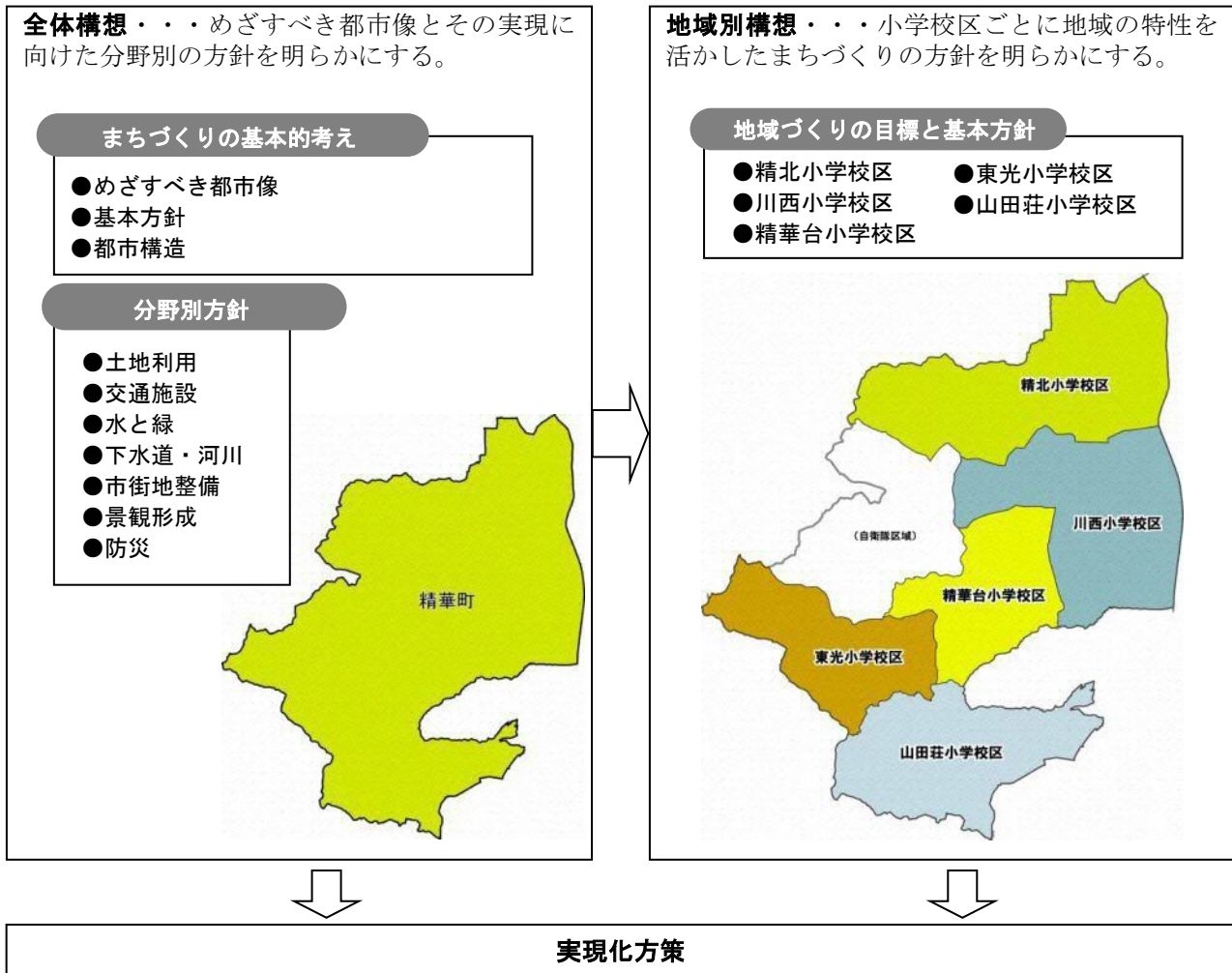
※新たな日常

新型コロナウイルス感染症への対策として、職場や学校、病院や公共交通機関、店舗やイベント会場などあらゆるシーンにおいて、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策など、感染予防と社会経済活動を両立する新たな生活様式を取り入れた日常。

3. 都市計画マスタープランの構成

- ・ 全体構想と地域別構想の2段階構成とします。

図. 都市計画マスタープランの構成



4. 目標年次

- ・ 都市計画マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後のめざすべき都市像を展望しており、具体的な取組については平成 27 年 3 月の改定時から 10 年後の令和 7 (西暦 2025) 年を展望しています。